

一般社団法人 日本劇作家協会

ハラスメント対応・防止の取り組み

2024年7月24日

【日本劇作家協会とは】

- ・ 1993年設立 2010年より一般社団法人
- ・ プロ・アマ問わず劇作に携わる人は参加できる。
- ・ 会員数 約580名（2023年現在）
- ・ 目的 **劇作家の地位向上** 著作権や上演料について提言
劇作家の育成 戯曲セミナー、新人戯曲賞
- ・ そのほかの主な事業 リーディング企画、公開講座、
劇作家フェスティバル（旧：劇作家大会）
国際交流、英訳戯曲集出版、劇作家協会プログラム

【ハラスメント対応・防止の取り組み】

- 2019年 ハラスメントに関する勉強会始まる
セクシャル・ハラスメント事案への対応要綱作成に着手
- 2019年 新人戯曲賞の審査員にクォータ制導入
- 2020年 セクシュアル・ハラスメント事案への対応に関する基本要綱 公開・運用開始
- 2021年 評議員にクォータ制導入
- 2022年 ステイトメント「演劇の創造現場からあらゆるハラスメントや性加害をなくしていくために私たちは発言し行動します」
ハラスメント防止ガイドライン／ハラスメント事案の対応要綱 公開
会員からの意見募集（2023年改訂）
ハラスメント防止啓発ワーキンググループ 発足
- 2023年 リスペクトトレーニング／ハラスメント防止講習開始
（役員・運営委員、一般会員、講師）

【ハラスメント防止ガイドライン】（抜粋）

・ 目的

このガイドラインは日本劇作家協会(以下、劇作家協会)の会員、職員、及び事業に関わるすべての人に対し、ハラスメントへの理解を促すことで、その防止に努め、**劇作家協会の事業においてハラスメントのない環境を形成していくことを目的として策定するもの**です。また当協会が対応しうる範囲を明確にすることにより、適切なハラスメント対応がなされることを目的とします。

1. 劇作家協会がハラスメント対策において目指すもの

- ・ 劇作家協会の会員、職員、及びその事業に関わるすべての人が、**人権を守られ、自分の意思で活動することができる。**
- ・ 劇作家協会の会員、職員、及びその事業に関わるすべての人が、**属性や思想信条によって差別され、ることなく、互いに尊重し合い、人として対等に、意見交換や対話を行うことができる。**
- ・ 劇作家協会の会員、職員、及び事業に関わるすべての人が、**身体的精神的に安全な状況で過ごすことができる。**

2. ハラスメントの定義と防止目的、ハラスメントに対する姿勢

〈ハラスメントの定義〉

ハラスメントとは、行為者の意図とは関係なく、他の者に身体的又は精神的苦痛を与える言動や、尊厳を傷つける行為の総称です。当該言動等により、身体的又は精神的苦痛を与えられ、事業における活動環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等事業における活動等を行ううえで看過できない程度の支障が生じることをいいます。

〈ハラスメントの防止目的〉

ハラスメントが発生すると、個人の尊厳と人格が傷つけられ、安全に過ごすことができなくなり、健全な創作活動に支障をきたします。また、ハラスメントの発生に至らなくても、自由で対等な対話ができなくなっている環境では、活動が萎縮し、組織運営上の問題が起こりやすくなります。よって、日本劇作家協会では、ハラスメントの防止と共に、ハラスメントが起きにくい環境作りに取り組みます。

〈ハラスメントに対する姿勢〉

日本劇作家協会は、起きてしまったハラスメントに厳正に対処します。その目的は、**被害者の尊厳の回復を目指すことと再発の防止**です。行為を行った者への攻撃や排斥が目的ではありません。

3. 関係性の基本的な考え方

ハラスメントを防ぐためには、相手との関係性について各人が認識することが重要です。ハラスメントは対等な関係でも起こり得ますが、多くは優位性を背景に行われます。

- (1) 会員同士について
- (2) 会員と、外部の人について
- (3) 会員と事務局について

4. 協会の事業に関連して生じうるハラスメントの例

セクシャル・ハラスメント

対価型

- ・ 戯曲指導の対価として、身体接触や性的関係を求める。
- ・ 協会での立場を利用ないしほのめかして性的な関係を要求する。
- ・ 交際を断られ、業務上必要な情報を与えない等の嫌がらせをする。

セクシャル・ハラスメント

環境型

- ・ ワークショップ等で、本人の同意なく、意識的に身体に接触する。
- ・ 会議やワークショップ等において、必然性なく性的な会話をする。
- ・ 深夜の指導や、他人の目に触れない環境での個人指導を強要する。
- ・ 性別に関する蔑視発言をする。
- ・ 性的属性を決めつけるような呼び方をする。
（例、女流劇作家、ねえちゃん、女史、おじさん、おばさん、姐さん等）
- ・ ジェンダーロール(社会生活において性別によって固定化される役割)に基づいた発言や役割分担、指示を行う。
（例「女性ならではの視点で論じる」「男ならわかると思うけど…」等）
- ・ 性的な噂を意図的に流す。
- ・ 性的指向や性自認を、本人の許可なく、人に話す。
- ・ 性的指向や性自認を詮索したり、からかったりする。

パワー・ハラスメント

身体的な攻撃 ※暴行・傷害は犯罪行為です。

- ・肉体的な暴力をふるう。
- ・殴る真似をしたり、壁や机等を叩いたり蹴ったりして、威嚇する。

精神的な攻撃

- ・作品の指導と称する等して、人格や能力を否定する。
- ・出身や学歴、性別等、業務と無関係なことを非難する。
- ・ミスをしたことを必要以上に厳しく叱責したり、長時間叱責したりする。
- ・相手に罪悪感を抱かせるような言い方をして、相手をコントロールしようとする。
- ・他の人のいる前で、大声で威圧的な叱責をしたり、暴力的に意見を遮る。
- ・大勢が見ているメーリングリストに個人を罵倒するメールを流す。
- ・脅迫をする。※犯罪だとみなされない場合でもハラスメントにはあたります
- ・飲み会への参加や、飲酒を強要する。
- ・やめてほしい行為であると告げられても、やめずにくり返す。

パワー・ハラスメント

人間関係からの切り離し

- ・ 関係している事業について、共有すべき必要性・合理性があると明らかに認められる情報をあえて教えない。
- ・ ワークショップ、セミナー、講座、会議等の間、特定の参加者を無視する。

過大な要求

- ・ 無理をすればできるということを遂行可能と見なし、作業を強要する。
- ・ 遂行不可能だと告げられても、やる気や理解の問題にすり替えて聞き入れない。
- ・ 実際に業務を行う者の意見を聞かずに改善案を押しつける。

過少な要求

- ・ 能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや、仕事を与えない。
- ・ それまで行っていた業務を、必然性なく奪う。

個の侵害

- ・ 業務上の必要なく、個人のプライバシーに関わることをしつこく聞く。
- ・ 意見を表明したくないとしている事柄について、意見の表明をしつこく迫る。
- ・ 個人の秘密を暴露する。

マタニティ・ハラスメント等

- ・ 妊娠したこと、子育て中、介護中であることを理由に、必然性なく、本人の同意なく役割を奪う。
- ・ 妊娠している者に、本人の意に反し、過度な業務をさせる。

差別

- ・ 差別発言をしたり、差別を扇動する。
(容姿、恋愛、結婚、年齢、性別、性的指向、性自認、人種、民族、国籍等について)

その他

- ・ 権力勾配を利用して他人の作品を盗用したり、同意なく公開したりする。
※作品の盗用は犯罪行為です。

5. ハラスメント事案への対応と体制

(1) 協会が措置を講じる対象・範囲

〈日本劇作家協会が措置を講じる場合〉

日本劇作家協会の業務に関連して、協会の役員・会員・職員、または協会の委託を受けて業務を行う者等がハラスメントを行った場合、日本劇作家協会は、被害の更なる防止のために必要な措置を講じ、被害が発生した場合に必要な救済措置を講じます。

(2) ハラスメントに対応する組織体制

日本劇作家協会は、以下の3つのグループによってハラスメントに対応します。

- a) ハラスメント対応委員会
- b) 理事会
- c) 総務部コンプライアンス委員会

協会が講じる措置の例

理事会は、対応チームからの調査報告に基づいて措置を決定します。

〈措置の例〉

- ・ 加害者を被害者に接触させない
- ・ 加害者に被害者への謝罪を求める
- ・ 行為者支援プログラムへの参加を求める
- ・ ハラスメントが起きた事業組織のあり方の見直し
- ・ 事業委託のあり方の見直し
- ・ 役職就任の期限付き停止
- ・ 所属委員会からの解任
- ・ 協会事業への参加の期限付き禁止
- ・ 協会に関わる活動の期限付き停止

確認書 （協会関連事業に参加する際、全員にサインしてもらう）

日本劇作家協会の事業におけるハラスメント対応について

日本劇作家協会は、舞台創造の現場におけるすべてのハラスメントが一掃されることを望みます。
ハラスメントは心身に対する暴力であり、舞台創造の現場で保障されるべき、安全と平等、人としての尊厳と公平性を侵すものであり、どの立場であっても、起こしてはならないことだと考えます。
そのため、日本劇作家協会の事業におきましては、当ガイドラインに基づいてハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメント行為の申告を受けた際には、その相談にすみやかに、かつ誠実に応じます。
関係者の皆さまにおかれましては、当ガイドラインの内容をご理解いただき、協会のハラスメント対応にご協力ください。
日本劇作家協会のハラスメント防止ガイドラインに賛同、ご協力いただける場合には、下記にサインをお願い申し上げます。

年 月 日

署名

【ハラスメント事案の対応要綱】 (抜粋)

フォームから申告



事務局長が協会事業に関する事案か、臨床心理士（必要な場合は弁護士）の助言を受けて検討



必要に応じて臨床心理士が聞き取り



ハラスメント対応委員の担当者決定

臨床心理士・弁護士と対応チームをつくる



【ハラスメント事案の対応要綱】

会長に連絡（申告者の希望によって副会長も可）



対応チームによる調査、通知等の対応



調査結果を理事会に報告



対応方針の決定

※被害者本人以外からの申告の場合、調査をするかは被害者の意向を尊重

※協会の業務とは無関係な行為については、日本劇作家協会は調査検討をする義務を負わず、被害に対し必要な措置を講じる権限がない

【よりよい環境づくりに向けて】

- ・新しい取り組みについて
- ・今後の課題について

日本劇作家協会の詳しい取り組みについては以下をご覧ください。

ハラスメント防止ガイドライン

<https://www.jpwa.org/main/harassment/guideline>

ハラスメント事案の対応要綱

<https://www.jpwa.org/main/harassment/yoko>

